



⑤ 公立高校 推薦選抜について

愛知県の公立高校入試（全日制課程）では「推薦選抜」が実施されています。各学校が示す推薦基準を満たす場合のみ出願することができます。どの学校においても「人物が優れていること」「本校〇〇科の教育課程を履修する学力を有すること」は共通の条件となっています。自分が推薦基準を満たすかどうかは、各学校のHPに掲載されている「推薦選抜実施要項」の内容をご確認ください。

なお、推薦選抜は特色選抜と同日に入学検査が実施されますので併願はできません。また、推薦選抜では学力検査は実施されず、面接が実施されます。（一部の専門学科では実技検査が実施されます。）

推薦選抜における可否の判定は「推薦情報」「調査書情報」「面接の結果」などを資料として、次の㊶～㊿のいずれかの推薦基準に基づき、総合的に行われます。（具体的な該当項目は学校によって異なります）

- ㊶ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習における活動も含む）のいずれかにおいて優れた能力・適正及び実績等を有する者
- ㊷ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者
- ㊸ 人物が優れており、「調査書情報」の学習の記録（第3学年）が優秀で、学習活動において他の模範となる者
【一部の学校では実施せず】
- ㊿ 将来、農業または水産業に関する職業に就く、もしくはその後継者となる意思を有する者
【農業または水産に関する学科のみ実施】



推薦基準㊷「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」について

- ・「恵まれない環境」とは、保護者が次表の（１）から（３）までの事由のいずれかに該当する場合、または志願者が（４）の事由に該当する場合をいい、事由を証明する書類は「証明する書類」欄の通りです。
- ・推薦基準㊷を用いて推薦選抜の受検を希望する人は、公立推薦選抜の「自己推薦書」を提出する際に、「証明する書類」を合わせて提出してください。

事 由	証 明 する 書 類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証明する書類又は既に発行されたもので、現に保護を受けていることが立証できる書類
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	(2) 市町村長が発行する非課税証明書もしくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書
(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。）	(3) 県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む。）が発行する児童扶養手当証書
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養護に欠ける児童として措置されている者	(4) 児童相談所長又は児童福祉施設長が発行する措置されていることを証明する書類

公立推薦選抜に関する校内説明会を10月中旬に実施します。（生徒向け）

- ・公立推薦の申請は、この説明会に参加することを条件とします。
→説明会参加者のみが、推薦審議の対象となります。
- ・この説明会で公立推薦選抜に関する「自己推薦書」を配布します。

少しでも興味がある人は必ず参加を。

- (注) 1 事由(2)による場合、証明する書類は、父母双方のものの画像データを登録すること。
2 証明書類は、出願期間における最新のものとする。
3 県立高等学校においては、(2)及び(3)の証明する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。
名古屋市立高等学校においては、(1)から(3)までの証明する書類は、出願時の生活状況と変化がなければ、入学料免除の申請に使用することができる。

